

目次

令和6年度 東肢連新年懇親会報告.....	1	令和6年度 東肢連研修大会参加者感想.....	11
令和6年度 新年懇親会主催者あいさつ.....	1	令和6年度 指導者育成セミナー報告.....	12
令和6年度 新年懇親会来賓ごあいさつ.....	2	令和6年度 指導者育成セミナー感想.....	13
東京都知事とのヒアリング報告.....	4	令和6年度 ブロック情報交換会報告.....	13
令和6年度 東肢連研修大会報告・要旨.....	5	事務局通信・編集後記.....	16
令和6年度 東肢連研修大会質疑応答.....	8		

令和6年度 東肢連新年懇親会報告

令和7年1月18日（土）上野精養軒に於いて、東肢連新年懇親会が開催されました。

今年も多くのご来賓の皆様にご臨席賜り、会員含め85名の方々に参加いただくことができました。

12時に目黒区 岸井の開会宣言で開会し、墨田区 菊池会長、大田区 橋本会長の司会により会が進行されました。東肢連 池邊会長による主催者挨拶に続き、ご来賓を代表して4名の方にご挨拶をいただきました。時間の都合上、ご列席賜りました多くの来賓の方々はご紹介のみとさせていただきます。（一社）全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事 吉原 芳徳様のご発声で乾杯、引き続きお食事と歓談の時間となりました。今回は肢体不自由特別支援学校 PTA 会長の皆様がたくさんお越しくださり、色々な地区の皆様と情報交換をされていました。

一段落したところで、恒例の東肢連 上野事務局長の進行による抽選会を行いました。特賞は今年も上野精養軒様のご厚意で頂いたペアのお食事券、上野

事務局長とのじゃんけん対決で、なんと2年連続で同じ方がチャンピオンになり、大盛り上がりでした。今年も歓談の時間を長くとり、個々運ばれるお食事を楽しみながら、色々な方とゆったりお話ができる和やかな新年懇親会を行うことができました。

最後に東肢連 荒木副会長により皆様へのお礼の挨拶で閉会となりました。

（広報部 岸井 泰子）



主催者あいさつ

東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長 池邊 麻由子



新年あけましておめでとうございます。

本日は、お寒い中またお忙しい中、東京都福祉局はじめ、関係団体、企業の皆様、加盟各地区の会員の皆様にご出席いただき御礼申し上げます。また日頃より多大なるご支援・ご協力を賜ります事に改めて深く感謝いたします。

昨年は元日に能登半島地震が発生し、お悔みとお

見舞いの言葉でご挨拶を始めました。各地で台風や豪雨などの自然災害も相次ぎました。私達は日常から防災を意識し、在宅避難のための備蓄は多くの方が行っています。しかし発災直後の避難では近隣との連携が命を救うと言われていています。またライフラインが復旧しない中で重度の障害のある人が長期間過ごすことは困難でどのような支援を得られるのかという問題もあります。個別避難計画を実行性のあるものにするためにも、地域の防災訓練に参加するなど日頃から地域と連携し自ら防災の取組に参画していくことが大切であると再認識しています。

昨年の東肢連研修大会では、「障害のある子の『親なきあと』～『親あるあいだ』の準備～」と題して、

ご自身も知的障害者の親である行政書士の渡部 伸氏にご講演いただきました。人数制限なく希望を募ったところ多くの参加があり、関心の高さを実感しました。成年後見制度の運用の変化やお金の管理に関する新しい仕組みが生まれ、親が生きている間にできる準備は増えています。参加者から「親なきあとのことを漠然と心配するのではなく課題に沿って準備をしていく事が必要で、ひとつひとつ解決したその先にこの子たちの明るい未来が見えた気がしました。」との嬉しい感想をいただきました。

医療的ケア児者の増加や障害の重度化、保護者の高齢化など課題は様々ありますが、肢体不自由者を対象とする障害者グループホーム、短期入所は依然として不足しており、介護人材の不足からサービスを十分に利用できない状況もあります。夜勤がある仕事を希望しない人が増えたことも事業運営を厳しくしているとの法人の声も聞きます。私達の子ども

は、福祉に携わる多くの人の支援が必要で、福祉制度やサービスが持続可能なものとなるよう、利用する側の私達も一緒に考えていかなくてはなりません。

昨年度より東肢連は全肢連に単独で理事を推薦することとなり、河井相談役が全肢連副会長に就任しました。東肢連として初めて中央要望の場に参加しましたが、国・東京都・区や市それぞれに私達の意見を直接伝える機会があることは有難いことです。会員数の減少や活動への参加が難しい会員が増え、東肢連としての活動に難しさを感じることもありますが、このような変化もひとつの契機と考え、障害児者が地域でいきいきと暮らすことのできる社会の実現のため、力を合わせて活動してまいります。

ご来賓の皆様におかれましては、変わらぬご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご多幸とご健勝を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

来賓ごあいさつ

東京都福祉局障害者施策推進部
企画課長
上野 睦子氏



東京都肢体不自由児者父母の会連合会の皆様には日頃から都の障害者施策にご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。なかでも池邊会長におかれましては都の障害者施策の推進の一翼を担う東京都障害者団体連絡協議会にて座長としてご協力を賜っており、改めて御礼を申し上げます。

さて東京都では「障害のある人もない人も社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活することが当たり前の社会である」という理念を掲げ、障害者施策を推進してまいりました。現在、令和6年度から8年度までの3か年を

計画期間とした新たな障害者・障害児施策推進計画に基づきまして、共生社会の実現に向けた取り組みの推進や地域における自立生活を進める仕組みづくり等、様々な施策を展開しております。近々発表予定の令和7年度予算案におきましても引き続き、重い障害のある方でも地域で安心して暮らせるようグループホーム等の地域生活基盤の整備を促進する他、サービスを支える人材の確保、定着を図るための支援についても充実させてまいります。

また今年はいよいよ日本で初めてのデフリンピックが11月に開催されます。この大会を契機に共生社会の実現に向けた障害者理解が一層進むように、ヘルプマーク等の普及啓発についても一層取り組んでまいります。本年も引き続き、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長
高橋 博則氏



昨年もこの新年会に出ささせていただいて、その時に能登半島の地震で職員また会員の施設の専門職の方が各被災地に行っているということをご報告申し上げます。幸いなことに、今年は平穏な正月を迎えられたことと、皆様と一緒に迎えられたことを、心から誠にお慶び申し上げます。今年が

平穏無事でありますように、本当に心から願いたいという思いでいっぱいです。

さて私の会の事務局の人、また会員が能登の被災地に行って、いろいろやってきました。町村の社協に行って、社協の皆様と一緒に地域を回って、地域の困りごとを聞いてまいりました。また会員施設の介護者の皆様は現地の施設でいろいろ働いていただきました。そういった中で、私自身も振り返って感じるのは、池邊会長もおっしゃっていましたように災害に対する備え、日頃の備えということだと思っています。私達は、昨年も東京都議会の議員の皆様に対して、障害者の皆様が自分の住みたい所に住

み続けることを用意しましょうということで、様々な要望活動をしてきました。今回被災地に行った時、住み続けるといった時に、住む場所そして施設、それだけではなく、やはりそこが地域の方々に認知されている、理解がある、また地域の方々にオープンであるということをつくづく思いました。そういった意味で私達は地域共生社会を目指そうと今年、中期計画を策定しているところでございます。それは、

高齢とか、障害とか、児童とかの分野を越えて、私達の会の皆様のそういったところを越えて、お互いに連携して、協働して、この地域社会を目指そうと、鋭意、作成の最中でございます。4月には新しい計画で新しい事業を持ってスタートをしていきたいと思っております。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

東京都肢体不自由特別支援学校長会
事務局長
永島 崇子 氏



東京都立花畑学園の永島でございます。東京都立肢体不自由特別支援学校長会会長の並木に代わりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて東京都教育委員会は東京都教育ビジョン第5次の中で「誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」の実現を掲げております。特別支援教育におきましては教育のインクルージョンの推進を基本的な方針としており、障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子ども達が尊重しあいながら学ぶ、学び合う環境の整備の2点を施策の展開の方向性として掲げています。

コロナ禍を経て、ようやく地域との交流、それから協働による活動ですとか文化祭等の全面的な公開

もできるようになってまいりました。特別支援学校の中でも肢体不自由教育部門のある学校につきましては、多種多様な外部専門家を招聘しており、児童・生徒の学びと成長に多くの方々に関わることが、ようやく日常になってきたかなというふうに考えております。社会情勢が混沌とし、変化の大きい現代ではありますが、いつも真ん中に子ども達をおいて考えることはなんら変わることなく、大事にしていくことであると思っております。

校長会としましては今年の干支の「乙巳(きのと・み)」になぞらえまして紆余曲折しながらも、しなやかに進んでいくこと、努力を重ね、物事を安定させていくことは大事にしながら、この一年を過ごしてまいりたいと思っております。私自身はこれまで出会った子ども達、保護者の皆様、関係者の皆様から学んだことを、今そして未来に繋げていきたい、そんな思いでおります。

新たな年が皆様にとりまして温かく豊かな年になりますよう祈念申し上げて、挨拶に代えさせていただきます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

東京都肢体不自由特別支援学校
PTA連合会 会長
戸田 真以子 氏



東京都肢体不自由特別支援学校PTA連合会、都立八王子東特別支援学校PTA会長の戸田でございます。

現在、都肢P連には加盟15校ございまして、東京都への要望活動や学習会の開催を主として活動しております。これまでの活動を通じて得た学びは子どもを育てる育児としての学びだけではなく、自分を育てる育自としての学びでもあると実感しております。

また、先輩方の地道な活動の積み重ねによって今の学校生活や障害福祉サービスの充実があるのだと強く感じております。先輩方がこれまでに大切にしてきた思いを受け継ぎつつ、予測困難な時代におい

て、子ども達が確かな生きる力を身に付けて、誰一人取り残されることなく心豊かな社会生活を送ることができるよう、そして都肢P連の活動が持続可能なものとなるよう都肢P連の仲間と共に考え、共に学び、支え合いながら歩みを進めてまいりたいと思っております。

本日は都肢P連の各会長も参加をさせていただいております。是非、皆様と情報交換ですとか意見交換をさせていただきまして、今後の活動に繋げてまいりたいと思っております。本年も引き続き、皆様のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが東京都肢体不自由児者父母の会連合会の益々のご発展と、本日お集まりのすべての皆様のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶をさせていただきます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

紙面の都合上、一部割愛させていただきました。

(広報部 住谷 道子)

東京都知事とのヒアリング報告

日時：令和6年12月4日（水） 15時15分～30分

会場：都庁第一本庁舎7階・大会議室

出席者：池邊 麻由子、荒木 千恵美、岸井 泰子、
上野 賢（事務局）

池邊会長より、以下の要望内容について説明しました。

東京都におかれましては、日頃より肢体不自由児者および当連合会に対しましてご理解、ご支援を賜り深く感謝申し上げます。

障害児者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、様々な施策を推進していただき、障害児者を取り巻く環境の整備は進みました。しかしながら障害者の高齢化と介護する家族の高齢化により、在宅で生活することが難しくなった障害者の「すまいの場」の確保が大きな課題となっております。

同時に昨今の障害福祉サービスにおける人材の不足が、障害児者の生活に大きな影を落としております。人材の確保・育成と共に、更なる処遇改善に力を入れ定着を図っていただきたいと思います。

障害がある人もない人も、すべての人が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 住み慣れた地域で安心して生活できる「すまいの場」の確保

① 医療的ケアを含む重度身体障害者が利用できるグループホームの整備が進まない状況があります。東京都では、通常の補助に加え整備費の設置者負担軽減の特別助成、利用者の重度化・高齢化に対応する設備等設置に対する加算、また令和6年度から重度対応特別単価を適用していただいております。しかしながら、これらの補助や加算を利用しても、建設費の高騰により建設工事請負の入札が不調となり、工事費を上げないと建設業者が決まらず、工事期間が延びるなどが常態化しています。

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課が行った調査でも、利用者の主な障害種別を身体障害者としている事業所はわずか3.6%です。重度身体障害者が入居できるグループホームの整備が進むよう、更なるご支援をお願いいたします。

② 地域生活というと在宅やグループホームのイメージですが、医療的ケアがあるなど入所施設でないに対応が困難な人がいます。親の高齢化等で在宅での生活が困難になった時に、遠方の施設ではなく、住み慣れた地域の「地域生活支援型入所施設」へ入所できれば、従前の地域でのつながりを失わず、高齢の親も面会が容易で、当事者にとっての精神的な安心感につながります。

また地域生活支援型入所施設は、短期入所や地域生活支援拠点が併設されることも多く、在宅で生活する人にとって必要なサービスを提供する地域の重要な福祉資源でもあります。

未設置地区への整備を推進するとともに、地域の実情を勘案して、必要があれば既設置の地域であっても2か所目以降の施設整備を推進していただきたいと思っております。

2. 都立療育センターについて

① 都立療育センターの現在の長期入所のベッド数を維持するとともに、療育センターの分院においても、建替え・大規模改修時には、入所施設・短期入所・緊急一時保護機能を整備してください。

重症心身障害児者にとって日常生活における体調管理は極めて重要で、医療的ケアの内容によっては看護師では対応が難しい場合があります。18歳になり移行対象になる者も、高齢の親の元で入所を希望する待機者も多くおります。高度な医療や専門的支援の提供ができる療養介護の必要性は、増していきます。

加えて、在宅で暮らす医療的ケアが必要な人が利用できる短期入所は依然少なく、療育センターの短期入所しか利用できない人もいます。分院でも短期入所および緊急一時保護機能を整備してください。

② 成人期において成人を専門に診療する医療機関の受診の必要性は理解しておりますが、療育センターにかかっている重症心身障害者を診療できるような医療機関は地域の中には少なく、地域医療への移行は容易ではありません。

すべての都立療育センターに「成人医療移行外来」を設置し、情報提供・連携などを円滑に進め、

医療的ケア者を含む重症心身障害者が切れ目のない医療を受けられるよう丁寧な地域医療への移行を進めてください。

- ③ 府中療育センターの短期入所の受入れが制限されているのか、今までになく利用しにくい状況が生じているとの情報がありました。3か月連続で利用できないケースもあります。実態を調査し、利用制限が行われているようであれば、改善のためのご対応をお願いいたします。また、他の都立療育センターの短期入所についても調査してください。平常でも希望に対して十分とはいえない短期入所の利用が制限されることは、在宅の障害児者と家族の生活に大きな影響があります。早急に状況が改善されるようお願いいたします。

3. 福祉人材の確保について

全ての障害福祉サービスに係る人材が不足し、障害児者の日々の生活に影響が出ています。福祉に携

わる仕事をする人全体の処遇改善のための施策を一層推進してください。

ヘルパーの不足で居宅介護や移動支援の支給決定を受けた時間数の利用ができないことや、施設の支援員が見つからないといった状況が続いています。そのような状況の中で「障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業」は、処遇改善にむけた取り組みとして実効性が高いと事業者に支持されています。しかしながら、人手不足を補うためには、所定労働時間が週20時間以内の人材の活用も不可欠であり、重度障害者を受け入れる生活介護等ではPT、OT、看護師などの専門職の支援も欠かせません。条件の緩和や職種の対象を拡げることをご検討ください。

また、この事業は、国の見直しが講じられるまでの間の時限的な事業との事ですが、東京都と地方の家賃や生活費の差を考えますと、東京都独自の事業として継続していただきたいと思います。

令和6年度 東肢連研修大会報告



令和6年10月22日(火) すみだ産業会館Dホールに於いて東肢連研修大会が100名ほどの参加のもと開催されました。

講師は「親なきあと」相談室主宰、行政書士・社会保険労務士の渡部 伸氏、ご自身も31歳の重度の知的障害の娘さんがいらっしゃる、世田谷区手をつなぐ親の会の会長でもあります。

テーマは障害のある子の「親なきあと」～「親ある

あいだ」の準備～。なかでも次の3点を挙げられていました。①お金で困らないための準備をどうするか②住まいが決まることでお金や支援の対策も見えてくる③子どもが困った時に頼れる人は、でした。

遺言を残すこと、自分でお金が管理できない人は成年後見人制度が必要になるが途中でやめることができない、親の希望だけで決めず本人の選択も大事であること、たくさんの人との接点を持つことなど、わかりやすくご説明いただきました。

(広報部 高橋 智英子)

令和6年度 東肢連研修大会 (要旨)

講師：「親なきあと」相談室主宰/行政書士・社会保険労務士 渡部 伸氏

1961年生まれ、福島県会津若松市出身。2014年 行政書士開業と同時に「親なきあと」相談室を開設。主にホームページで情報発信しながらメールの相談は随時受付。障害のある子を持つ親のために、自分たちがいなくなったあと、今ある法制度やサービスをうまく組み合わせることで、子どもが少しでも安心して暮らせるようアドバイス。世田谷区手をつなぐ親の会会長7年目。



◆お金で困らないための準備をどうするか

亡くなった方の財産は遺言がなければ相続人で協議になりますが、家庭裁判所で決めてもらうケースが増えています。家庭裁判所で調停に持ち込まれた財産額は全体の1/3が1,000万円以下、3/4が5,000万円以下と、どこの家でも起こるのが相続争いです。そんなことにならないよう最低限「遺言」は書いていただき残った人たちが困らないように考えを残しておいていただきたい。

遺言・相続遺留分について

遺言の内容がどうであれ、配偶者と子どもは法定相続分の半分はもらえる権利です。配偶者が1/2、子どもが1/2、子どもが複数いれば頭割りになります。

相続遺留分とは…配偶者、子、親には一定の財産を取得する権利です。

障害のある子に多く財産を残したい場合…父の遺産が6,000万円、遺言で妻に1,000万円、3人の子どものうち障害のある子に5,000万円、他の2人には相続分0と遺言を書いて父親が亡くなった場合、相続遺留分の力が発揮します。妻と2人の子には法定相続分の1/2の遺留分があります。

遺留分を主張した場合…妻 $6,000 \times 1/2 \times 1/2 = 1,500$ 万円、他の子 $6,000 \times 1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 500$ 万円、障害のある子 $6,000 - 1,500 - 500 - 500 = 3,500$ 万円になります。※遺言はあまり極端なことはさげ、多く残したいのであれば内容を家族に事前に伝え納得してもらうとよいです。

遺言執行者の役割

遺言書が無ければ相続遺産分割協議書の作成や、金融機関に提出する相続手続書類を要求され、相続人全員の署名・実印が必要になります。相続人に障害のある子がいて署名・実印が難しい場合、成年後見人をつけなければ相続の手続きができません。遺言執行者を決めておくと成年後見人をつけなくても、この人だけの権限で相続の手続きを進めることができます。遺言書に財産はどう分けるか書いたあとに、遺言執行者の続柄と氏名を書いておくと、その人が執行者となって相続の手続きを進められる便利な役割です。遺言執行者は遺言の内容を実現する者なので家族や個人・法人でもOKです。

福祉型（家族）信託とは

信託は子どもに定期的にお金を渡すことができるしくみで銀行でなくても契約が可能です。親が財産について信託契約を結び、自分が亡くなったあと子どものために給付してもらい、子どもが亡くなったあとの残った財産の行き先まで指定できます。
※子どもや、きょうだいなど相続人がいない方のお金は国庫にいきます。

○家族信託のイメージ〔事例：親戚（甥）〕

- ①信託契約締結時～母親存命中【母親から託された財産を甥は責任をもって管理する】
- ②母親逝去～子ども存命中【契約に従って子どもに定期的にお金を渡していく】
- ③子ども逝去後【残ったお金は甥に渡す、社会福祉法人に寄付する等、契約で定めておく】

契約した甥に不安がある場合は契約全体を監督する専門家をつけておく、その甥が先に死んだ場合を考え次にやる人を予備的に決めておくなど、いろいろな要素を考えて契約書を作ってもらえる専門家をみつけていかなければいけません。

信託制度を利用した商品

生命保険信託（一部の保険会社）…親が生命保険に入り亡くなったら死亡保険金を一括ではなく信託財産として定期的に子どもの口座に振り込むことをセットにした商品です。障害のある子を受取人にした場合、突然大金を本人が手にすることを防ぎ、必要な設定額だけ毎月渡すことができます。

遺言代用信託（信託銀行、一部の地方銀行等）…いま親の持っている財産を信託銀行に数百万～3,000万円までの間で預け、親が亡くなったあとに受取人の子どもに定期的に振り込んでくれる仕組みです。一時金型と年金型があり管理報酬は基本的にかからず、保険と違い親の健康状態を問われることはありません。

個人型確定拠出年金（iDeCo）

2017年1月から保険料の法定免除を受けている障害基礎年金受給者も加入できるようになりました。使っていない障害基礎年金の一部を積み立て将来の老後の資金にまわすことができるしくみです。本人のお金を積み立てるので本人の承諾が必要で途中解

約はできません。親と同居中は可能でも将来グループホームに入るなど積み立てが厳しくなった時は積み立てを止め、それまで貯まったお金を運用だけして本人が60歳になったら受け取ることができます。銀行や証券会社など多くの金融機関で扱っています。※本人が定期的なお金を受け取るしくみを幾つか紹介しましたが、前には無かったものがいろいろと増えてきています。ぜひアンテナはたてて新しい情報をみつけてほしいです。

お金をどうやって管理するのか

本人の判断能力によって使えるものがかわります。

(A) 成年後見制度の基礎知識

判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、その人を保護して援助してくれる人（成年後見人）をつけてもらうもの。民法に基づく法定後見と任意後見に関する法律に基づく任意後見の2種類。法定後見には本人の判断力に応じて後見、保佐、補助の3パターン。申立ては家庭裁判所に行い、成年後見人は希望を出せますが決定するのは家庭裁判所です。本人にお金や不動産・株など財産がたくさんある場合や、家族のもめごとが予想される場合は、専門家が後見人を行うケースがありますが「親族が後見人をやりたい」と希望したい場合かなりの割合で認められています。

○後見人は何をしてくれるのか

財産管理（本人の預貯金の出し入れ、保護、不動産などの管理、処分）と身上保護（診察、看護、福祉サービスなどの利用契約）の権限です。

※介護的な対応について後見人は原則しません。

○障害がある子と成年後見制度

一度後見が始まると途中でやめることは基本的にできず、本人が亡くなるまで制度は続きます。第三者後見人の場合、本人の収入は障害年金だけなのに、長期間後見費用を払い続けなくてはなりません。また親族が後見人でも後見監督人がつくとお金が必要です。きょうだいがいて、お金の管理や手続きなどを託せそうなら両親が亡くなってからでも構いません。成年後見センター・親の会など相談できる場所を知っておくことが大切です。

(B) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは

ある程度の判断能力はあるが日常的な金銭管理等に不安がある場合、福祉サービスの利用援助、金銭や書類管理などができる（成年後見の簡易版）事業全体となる社会福祉協議会などから支援員が派遣され訪問（家の掃除やお金を一緒に引き落としに行くなど）見守りの効果も期待できる。ただし、後見人のような権限や強制力はないため、本人の指示に従った支援が原則。

○サービス内容と費用（東京都）について

福祉サービス利用援助、定期訪問、金銭管理…1回1時間まで1,000円、超えた場合30分ごとに500円。※通帳を預かる場合は1時間まで2,500円。

預金通帳など財産関係書類等預かりサービス利用料月額1,000円。※生活保護受給者除く・地域によって若干の違いがあります。

(C) 判断能力には問題ない場合

知的障害のない人は対象にはならない。年金の受け取りや生活費の支払い、福祉サービスの利用手続等のサポートを受けるためには信頼のおける第三者と個別に財産管理等の委任契約を本人が結ぶ。将来本人が認知症などにより判断能力が低下したときのために必要に応じて任意後見制度の利用も可能。

成年後見を利用するのは、まだちょっと…という人に

一番大事なのは親御さん自身がときどき社会参加をし続けることです。親の会やサークル、近所づきあいなど、いろんなところとつながっておくことです。「あのお母さん最近見ないけどどうしてるかしら」「あのお父さん元気ないよね、ちょっと家に行ってみようか、近くの人に連絡してみよう」と接点が多いほど気づいてもらいやすい。万が一、親御さんに何かあってもお子さんが次の支援につながりやすくなります。

「親なきあと後見」とは

親の任意後見契約と見守り契約をセットにしたもの。親が元気な間は定期的な見守り、認知症の疑いが出たら任意後見に移行。任意後見契約には子どもに関する法定後見や自立支援事業など、次の支援に

つながる働きかけを契約事項に入れる。親の見守り→判断能力の低下を把握→後見契約発効により親の任意後見人に就任→契約に基づき子どもの必要な支援につなげてもらうなど切れ目のない支援が可能に。
※あしたパートナーズにて相談受付中。

☒ contact@ashita-partners.com

◆生活の場をどこに確保するか

障害者支援施設（入所施設）・グループホーム（サテライト型・日中サービス支援型）など住まいの場の選択肢は増えつつありますが、親の希望だけで住まいや暮らし方は決められません。ショートステイの利用など色々な経験をとおして、本人の希望、情報など選択肢を与えてあげることが大切です。きょうだいにも相談して、情報を共有し、きょうだい自身がどうすればいいのか、を考えてもらうことが重要です。

◆日常生活のフォロー子どもが困った時に頼れる人は いろんな福祉サービスを利用して知ってもらう

支援施設の支援員、グループホームの世話人、通所施設職員、ガイドヘルパー。地域の中では各種施設を利用していなくても民生委員や知的障害者支援員など。福祉サービスを積極的に利用したり、地域で支援してくれる方々とたくさん接点を持つておくことで、セーフティネットの網目がどんどん細かく強くなります。

現在「親なきあと」の悩みを相談したいが窓口がバラバラ

それぞれの親が対応してくれそうな相手を課題ごと【住むところ・福祉サービス、成年後見制度、障

害年金、相続・遺言など】に自力で探さなければならぬ。「親なきあと相談室」の仕組みが出来上がると、どんな悩みでも相談窓口が一つなので、いろいろな課題への対策を示してもらえる。漠然とした悩みに対しても、相談ができて次への指針が示される。具体的な悩みが見えてきたら、専門家を紹介して、個別に対応してもらう【市の福祉課、社会福祉協議会、保険会社・信託会社、提携している社会福祉法人、提携している士業】。

☆個別相談のご案内☆

ゆうちょ財団のホームページからお申し込みできます。

<https://oyanakiato-yucho-f.rsvsys.jp/>

「ゆうちょ財団 親なきあと」で検索してください。カレンダーで渡部担当の時間が○になっていたら、そこから入って相談内容等を記入してください。相談は月2回無料で行っています。※オンライン相談も行っています。

将来子どもが困らないために、やっておくことは何か

- *定期的にお金が入る仕組みを用意する（年金、手当、信託など）
- *上記のお金が子どもの生活に使われる仕組みを用意する（成年後見、日常生活自立支援事業など）
- *生活の場＝住む場所を確保する
- *困った時に頼れるルートを確保する

「親なきあと」について、お伝えしたかったことのまとめ

- *社会と接点を持つ＝子どものことを話せる相手を見つけておく
- *暗く考えがちだけど前に比べれば状況は良くなっている、と気楽に構える
- *最低限の準備はしておく
- *つながりがあれば、いざとなったら何とかなる
(広報部 鈴木 真理子)

質 疑 応 答

質問 家族信託と後見人制度、契約する場合はどちらを選べばよいか？

<回答> 後見人制度は家庭裁判所への申立てで後見人を決め、財産管理と契約の権限（身上保護）の両方を担ってもらえる仕組み。家族信託は直接契約で契約の権限はなく、財産を託して障害のある本人に渡す。役割、権限も違います。後見人を頼めば財

産管理など包括的に色々してもらえます。定期的なお金の管理だけで、契約は本人や家族で行えるのであれば信託が良いと思います。

質問 成年後見人を選ぶ場合、信頼の置ける全くの他人でもよいか？

<回答> 家庭裁判所が決めます。社会福祉法人に

頼りになる人がいるのでその人でと申し出ても裁判所は認めません。いわゆる士業、弁護士、司法書士、社会福祉士など後見人研修を受けている人、区の研修を受けた区民後見人、裁判所にリストがあるのでその中から選ばれます。家族はなれます。

質問 親子共々後見人をつける場合、子どもの後見人を相談支援に頼めるか？親子で同じ方が後見人になれるか？

回答 研修を受けた方が後見人に選ばれるので現実的にはありません。また親子で後見人をつける場合は基本的には別々の人になります。

質問 後見人を付けたがその方から「金銭的と事務的に大変」と言われている。交代は可能か？

回答 後見人制度はやめることはできませんが、健康面など後見人を辞める明確な理由があれば次の人を探してもらえます。後見人の交代は大変です。2026年予定の法改正に向けて準備が進んでおり、状況に応じて交代を可能にすることも検討されています。

質問 グループホームの一人暮らし支援について行政はかかわっているか？

回答 直接はかかわっていませんが、グループホームに報酬が出るので全く無関係ではありません。

質問 母が後見人、息子と共同後見にして継ぎたいが可能か？

回答 可能です。成年後見センターへ相談してアドバイスをもらいながら進められるので相談してください。法人やNPOに託すことについて、障害者の場合はチームで色々やってもらえるので、できれば法人に依頼をされたほうが良いと考えています。

質問 自宅でヘルパーを使って現在の暮らしを継続できるか？

回答 ご本人の状況もありますが、本人の希望、ヘルパーを頼める時間など計画相談の事業者とお互いに良い形を作っていければと思います。

質問 地域生活支援拠点事業の自立生活体験の機会・場の好事例があるか？

回答 知る限り、最初に始めたのが西宮市社協の「地域共生館ふれぼの」。一人暮らしの体験場所で、世田谷区障害福祉部が2年前に見学に行き今年から世田谷区も体験の場を始めました。場所は中野区の「Step(s)のがた」、民間で一人暮らしの練習の場。費用はかかりますが、支援しながら料理、買い物、通勤などを手伝っています。世田谷区が契約をして1泊2日を5回位、世田谷区の生活体験の場として始めました。ただ軽度の障害の方が対象で、重度の方の体験の場が広がっていけばと思います。

質問 シェアハウスとグループホームの違いは何か？

回答 グループホームはいわゆる福祉サービスでの共同生活援助、家賃はかかりますが国なり都なりの助成が出て法人には報酬があります。シェアハウスは完全に民間。障害のある人と健常者が一緒に生活し、また困りごとを抱えている人が集まって、それぞれ一人暮らしをしています。共同の場があるので困りごとがあればみんなで協力し話し合えます。シェアハウスの利点は一人暮らしの自由度。欠点は助成金がないのでコストがかかる。私の知る限り、ある程度のことできないとシェアハウスは厳しいかなと思います。ただ居宅介護、移動支援などは利用できます。親と一緒に住めるかという知る限りはないです。オーナーが親の場合はあるかもしれません。

質問 マンションの名義を娘の名前にしているが娘が亡くなったら国のものになるか？

回答 なります。親の名義の時に不動産信託を使っていたら残すこともできたかもしれませんが、今現在の名義だと残せません。

質問 不動産相続で親がやっておくことはあるか？

回答 母一人暮らしでお子さんは別にいらっしゃるのかな？このままではお子さんが住まないマンションを相続し将来は国のものになります。今ならハウリースバック（不動産会社）やリバースモーゲージ（金融機関）などのシステムでマンションを売却すれば、そのまま住み続けることができ、当人はマンションを相続することなく、残ったお金を相続し、後見人に管理してもらうことができます。

質問 一人娘が亡くなった後、相続はたとえば親戚とかはいけないのか？

<回答> 相続は子どもか親かきょうだいが相続するのでダメです。ただし、親戚への相続も本人が遺言で残せば可能です。

質問 親が子どもの遺言書を書くことは可能か？

<回答> できません。あくまでも遺言は自分で書かなければいけません。残した財産を信託の仕組みを使い、子どもから次の人へと残すことはできます。

質問 親族が後見人の場合報酬はもらえるか？急に後見人が必要になった時の期間はどれくらい必要か？

<回答> 請求しても構いません。報告書に報酬請求の項目があります。緊急な場合、お年寄りの退院時、後見人がいないと施設入居できないことがあり、後見人の選定に最低でも1か月かかることから施設側に後見人をつける条件で入れてもらいました。緊急の内容により対応してもらえます。

質問 66歳の息子、91歳の母、10年息子についている後見人から「くそばあ」など罵詈雑言がひどいのでどこに相談すればよいのか？

<回答> 後見人専門職の方ならひどい。後見人を変えるのは難しいので録音をして家裁に持っていか成年後見の団体に相談する。ハードルが高ければ成年後見センターに相談に行くのも良いと思います。

質問 生命保険信託について、今加入の生命保険を活用し子どもに定期的にお金を支給できるか？

<回答> 生命保険信託でないとだめなので基本的にはできません。今扱っているのは4社なので、プルデンシャルは今加入の保険を信託に移せるようですが、4社（第一生命、プルデンシャル、ソニー生命、JIC）の保険でないと難しいです。

質問 夫の妹は重度の知的障害。夫の父は遺言を残さず亡くなり法定相続で、夫が後見人になるが、離れて住んでいるなど後見人になる条件で支障はできるか？

<回答> 法定相続なら後見人をつけなくても大丈夫です。遺産分割協議書はいらないです。金融機関に提出する書類で要求されるかもしれませんが後見人をつけなくていけるならそのほうが良いです。後見人が必要になった時、ご主人の場合遠隔地などの理由ではねられる可能性は高いです。

質問 逆相続はできるか？障害をもった子どもが亡くなった場合、親は相続できるか？

<回答> できます。相続順はその方の配偶者と子ども、配偶者も子どももない場合は親になります。

質問 後見人をつける時、親族以外になる場合はどういう方が良いと希望できるか？

<回答> 後見人経験のある知人の弁護士・司法書士がやると言うなら候補者にはできます。社会福祉士が良いなら各自治体に「パートナー」という団体があるので最初から社会福祉士を希望すると候補者を出してくれると思います。頼みたい種類の専門職の団体に相談するのが良いでしょう。



最後にお願いしたいのはこういう横のつながりが親御さん自身の支援、心の安定に繋がり結果的に障害のあるお子さんのサポートに繋がりますので、こういった会を非常に大事にしていってください。

私からの最後のお願いです。

(広報部 福田 功志)

研修大会感想 良いお話しを、ありがとう



小平肢体不自由児者父母の会 大西 光子

久しぶりに東肢連研修会に出席させて頂きました。講演のテーマに深い関心を抱いていたからです。講師の渡部氏は2014年行政書士開業と同時に「親なきあと」相談室の主宰をなさっておられ、又世田谷区手をつなぐ親の会の会長さんです。そして娘さん二人の父親であり次女さんは31才で重度の知的障害をお持ちとの事でした。

さて、親なきあとの課題は3つあり

- ①お金で困らないための準備をどうするか
- ②生活の場をどこに確保するか
- ③日常生活のフォロー ～困ったときの支援はどうなるのか～

これらの3点について私にとっては身につまされるところが多いお話でした。

現在私は91才、障害のある息子は今年11月で57才、日中は生活介護の作業所に通い、夜間は同じ法人の運営するグループホームに入居しています。今は土曜のみ自宅に帰っています。父親は9年前に死亡、兄二人姉一人います。長男は昨年死亡しましたが、10年前から長男から私が亡くなったあとの兄妹のミッションについて細かい指示を記録してほしいとファイルを渡されていました。私も情報記録として、市役所関係、通所先関係、病院関係など記録したり、

又誰がどのようにサポートするかを話しあったりしたことはありましたが、もっと細かく、リハビリには誰が連れていくのか、土、日に私が家でやっているつめ切りは誰がするのか、等々、家族は勿論、通所先宿泊先の職員、計画相談の職員など含めて話し合い、明確なノートを残しておく重要さを思いました。

次に成年後見人制度について

私の知り合いに御両親が亡くなられてお兄さんが障害の弟の面倒をみている人がいます。お母さんが亡くなられた後でバタバタしている中で成年後見制度を始めたが途中で中止はできないので苦労しているとの話を聞きました。後見人を設定する時には相談したり慎重に対処すべきと思いました。

又後見人制度も、親族が後見人として認められたり、2026年度までに民法などの関連法改正を目指す、と研修会レジメに記されています。私は後見人制度に一つ疑問を持っていました。それは発足時点で本人の選挙権が失われた事実です。その後本人達が「私も投票に行きたい」との声を受けて選挙権は復活されました。

しかし私は旧民法の禁治産者の亡霊を見たようで背筋が寒くなる思いがしました。

重要な制度なのでより良い運営を望んでいます。

東肢連研修大会に参加して



中野区肢体不自由児者父母の会 小林 真由美

「親なきあと」の事は、障がいのある子を持つ親にとって最大の懸案事項ではないでしょうか。私の息子は医療的ケアの必要な重度重複障害者のため、金銭等の管理は困難な状態で、以前から早く成年後見人を付けなければならないと考えていましたが、兄弟はおらず、第三者（専門職）に依頼すると自由が利かず不便になりそうで、制度の利用を躊躇し、先送りしている事に不安を感じていました。

今回、研修大会に参加させていただき、障がいのある子が親なきあとに①お金で困らないための準備②生活の場の確保③日常生活のフォローについて、様々な仕組みや制度があることを知りました。生命保険や金融機関の各種信託など、聞いたことはあっても内容はわかっていませんでしたし、ましてや「遺言」で残された人が困らないように、親の意思を残しておくなどという事は全く頭にありませんでした。気になっていた成年後見制度については、利用する際のメリット・デメリットだけでなく、「無理に使う

必要はない」「両親がいたら不要、親が一人になってからでも間に合う」といったお話があり、まだ考える時間があると安心しました。

また、親自身の社会参加がいざという時のセーフティーネットとなり気づいてもらいやすいというお話がありましたが、本当におっしゃる通りで、親の会に参加する事や様々な福祉サービスを利用する事が、子どもを知ってもらうだけでなく、子どもの生活環境を整えるための情報を取得・共有する事に繋がっているといつも感じています。

今回の講義は大変重いテーマであるにもかかわらず、講師の渡部先生の軽妙な語り口で、わかりやすい上に楽しく学ぶ事ができました。「いざとなったら何とかなる！」という言葉にホッとするとともに、いざという時、息子を支えて下さる方がわかりやすいように、息子の様々な情報をまとめておかなければいけないと思いました。

令和6年度 関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナー報告

「指導者育成セミナー」は、(公財)JKAの助成事業として、毎年全国7ブロックで行われています。今年度の関東甲信越ブロックは、令和6年11月8日(金)～9日(土) 東京都豊島区「福祉財団ビル 会議室」にて開催されました。久しぶりの東京での開催で、東肢連からは10名が参加しました。以下セミナーの内容です(全国の実態を知るための事前アンケート調査がありました)。

講演1. 災害時の対応・個別避難計画

[1] 「防災！一瞬の判断と備え」～障害児者と家族の皆様は突発的な自然災害に対処できますか～

講師：田中 健一 氏〔東京大学生産技術研究所 リサーチフェロー・(NPO法人)日本防災士会理事・(一財)防災教育推進協会 講師〕
元兵庫県庁職員で、阪神淡路大震災を経験

「最も大切な備えとは『災害をイメージする』『命を守るためのマネージメント』『スピーディーな判断』である。危機管理とは『先読み』である」また「復興とは『完全に元通りの生活に戻る』」そこまでを長期的に考えておく必要がある」など、具体的な災害対策のお話だけでなく根本的な考え方と、障害児者と家族の避難についてお話いただきました。

[2] 個別避難計画について(事前アンケート調査報告書に沿って)

講師：清水 誠一 氏〔全肢連会長〕

障害福祉サービス等利用計画作成時に災害時個別避難計画を作成することを国に対し要望していますが、避難計画は自らが中心となって作成する意識を持つことが必要とお話でした。「今、自分たちができる避難を考える」それが個別避難計画であると言われました。

講演2. 障害福祉サービス等の給付・補装具等の選定

[3] 障害福祉サービス等の介護給付(事前アンケート調査報告書に沿って)

講師：清水 誠一 氏〔全肢連会長〕

アンケート調査から、重度訪問介護の支給に関す

る地域間格差や短期入所の不足、生活介護で送迎や入浴サービスに関して課題をもつ施設があるなどが分かったとお話でした。

[4] 補装具等に係る車椅子と座位保持装置の選定について

講師：徳井 亜加根 氏〔厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課 福祉用具専門官〕

車椅子や座位保持装置の支給・申請・判定についてお話いただきました。その他リハビリ医や技師、補装具事業所の不足問題、申請の仕組み、質疑応答では補装具等支給の可否など個別事例もあり具体的なお話も伺うことができました。



グループワーク

講演後、5つのグループに分かれて上記テーマを自由に討議、講師の先生方も色々なグループに入られてご意見をいただきました。翌日も引き続きグループ討議を行い、その後発表がありました。講師の田中健一氏は2日目もご出席され、最後に総論としてご意見ご感想を述べられ2日間のセミナーを終了しました。

様々な地域の方とたくさんのお話をすることができ、大変有意義な2日間でした。

(広報部 岸井 泰子)

指導者育成セミナーに参加して

全国肢体不自由児者父母の会連合会
副会長 河井 文

令和6年11月8日、9日の2日間で関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーが東京都で開催され、久しぶりに参加しました。

以前は2日間宿泊して参加することが条件であったため、子どものショートステイが確保できないと難しかったのですが、現在は1日のみの参加や今回が東京だったので宿泊も必須でなかったので参加のハードルがかなり下がりました。東肢連からも多くの方が参加できました。

今回のテーマが、災害時個別避難計画、障害福祉サービスの給付の地域実態、補装具（車椅子と座位保持装置）の選定と支給状況についてという全肢連が実施した3点のアンケート調査についてであり、かなり内容が盛り沢山な内容でした。参加する前はテーマが多すぎて消化不良になるのではないかと思っていましたが、グループワークの時間が多く参加者の発言のきっかけになるものが色々あったので、結果は発言が活発になり地域による違いがよく分かりました。具体的内容は全肢連から報告されると思

いますが、関東以外の他の地区での協議内容も興味深いものになったことでしょう。また、1日目のプログラムに続き情報交換会にも厚生労働省の専門官が参加され、義肢装具士の立場からの貴重なお話も伺えてとても勉強になりました。

全国どこにいても必要な支援が十分に受けられることは基本的人権だと思いますが、現実には事業所がない、足りない、人材が不足している、財源が不足しているなどさまざまな理由で地域間格差が生じています。災害時個別避難計画など命に関わることでさえ地域によって対応に差がある状況です。障害福祉サービスの支給や補装具の支給は、受ける障害児者の状況に応じて決定する個別の対応になるのは当然ですが、必要な支援が受けられない状況は個人の問題ではなく、市区町村、都道府県、また国全体の問題です。

東京都は他県に比べると比較的恵まれた環境かもしれませんが人口が多いが故の課題もあります。規模が大きく、縦割り行政の影響で融通が効かない面もあります。今回のセミナーで得られた情報を今後の地区や東肢連、全肢連の要望に活かして行くことが今回の参加者にとっての宿題と言えらると思います。みんなで協議を重ね要望し、より良い社会環境にしていきましょう。

令和6年度 ブロック情報交換会報告

Aブロック

報告者 住谷 道子 (葛飾区)

- ・参加地区 足立区 台東区 葛飾区
- ・開催日時 令和7年1月15日 (水) 11時~13時半
- ・開催場所 木曾路 上野店
- ・参加人数 10名
- ・テーマ 各地区の要望活動の現状について

昨年度Aブロックでは「グループホーム」について情報交換を行い、行政との関係構築の重要性を学びました。今年度テーマから「各区の要望書の内容

の比較」を選び、要望書と各区の行政との関わりについての情報交換をしました。

毎年、各区とも要望書を区長または区宛てに提出していますが、区によっては施設整備等の際には適時、具体的な内容を記載した要望書を提出するなど思いを伝える大切さを知ることができました。また、具体的な困りごとなども記載した要望書もあり、今後の要望書作成の際に役立てたいと思いました。

また各区の行政との関わりでは身体障害者相談員はじめ、多くの協議会などに委員として参加し、協力していることもわかりました。障害ある子ども達のことを理解していただくために、行政に積極的に係わることは大切と感じました。

Bブロックの希望もあり、合同で開催しました。

Bブロック

報告者 菊池 昌子 (墨田区)

- ・参加地区 江東区 中央区 墨田区
- ・開催日時 令和7年1月15日(水) 11時~13時半
- ・開催場所 木曽路 上野店
- ・参加人数 8名
- ・テーマ 各地区の要望活動の現状について

今回は、A、Bブロック合同での情報交換会でした。

墨田区は障害者団体連合会で毎年要望書を提出し、連合会として福祉課や各政党に要望を伝えています。又墨田区公式YouTubeがあり心のバリアフリーという番組やリーフレットを作ってくれて、小学校4年生、中学2年生の授業で全員でYouTubeを見て話し合うという授業をしてくれている話をしました。福祉課や議会への要望も勿論大事ですが、一般の方や子供達が「点字ブロックの事、胃瘻の事、スロープ車の事、ユニバーサルシートの事等を初めて知った。なるべく階段を使おうと思った。」というアンケートが沢山届いたので、こういった事もインクルーシブの観点から必要なのではないかと話しました。

中央区は若い世代の会員さんがSNS等を駆使して頑張っているとの事でした。

江東区は入所施設が出来たり、行政に変化があったり、コロナ禍があったりで3年間要望書は出していないが、障害者団体で面談等を行い直接要望を伝えているとの事でした。

各区がそれぞれ出来ることをして会員が地域で安心して生活ができる様に、それぞれの父母の会として活動していきたいと思いました。

Cブロック

報告者 中村 恵子 (北区)

- ・参加地区 板橋区 中野区 練馬区 北区
- ・開催日時 令和6年10月7日(月) 11時半~13時半
- ・開催場所 (株)東京在宅サービス会議室

- ・参加人数 9名
- ・テーマ 各地区の要望活動の現状について

Cブロックでは、昨年度に引き続き各地区の要望書を持ち寄り、それについて説明する中でそれぞれの地区の実情について話をしました。

板橋区からは、福祉園の民営化に関する陳情について、板橋キャンパス跡地に予定されている障害福祉ゾーンについてなどのお話をいただきました。板橋区ではこれまで父母の会から陳情することが何度もあったとのことで、陳情の方法やその効果についてご説明いただきました。

練馬区では、今年度会長が交代され、新たな体制が構築されたとお話がありました。障害者への生活支援として、軽度の歩ける障害者へのタクシー券の支給・アパートなどで一人暮らしをしている障害者への家賃補助・筋力維持のためのケアサービスについて要望されており、視点が新しく気づきがありました。

中野区では「補装具判定のリモート化を東京都に働きかけてほしい」と要望されたとのことです。区から都への働きかけを要望するという発想は新しく、各地区から東京都へ働きかけていただく事で、リモート化が実現するかもしれないと話が弾みました。

北区からは、入所施設設立に向けての進捗状況についてと地域生活支援拠点についての話がありました。なかでも地域生活支援拠点の「自立生活体験の機会・場」について、各地区の状況も交換しながら話し合いました。

他地区の活動や要望などについて情報交換することで、大いに今後の地域での活動の参考になりました。当日はおにぎりや各地区名産のお菓子を持ち寄り、和やかな話し合いの場となりました。

Dブロック

報告者 中野 弘子 (三鷹市)

- ・参加地区 府中市 小平市 三鷹市
- ・開催日時 令和6年10月29日(火) 10時半~13時
- ・開催場所 NPO法人三鷹はなの会 星と風のカフェ
- ・参加人数 6名

- ・テーマ ①地域生活支援拠点整備
- ②緊急一時保護事業 ③防災

開催場所と同じ建物にある2施設を見学し、その後情報交換をしました。

◆社会福祉法人はなゆめ ワークセンタータートルステップ（就労継続B型）見学

作業の見学でした。個々の利用者に合わせて通所時間や作業を配慮、軽いトレーニングやスポーツを行い健康に楽しく過ごせる工夫をしていました。

◆NPO法人三鷹はなの会 ピア駅前（三鷹市緊急一時保護事業）見学

緊急一時保護の他、自立生活の練習の場にもしたいとのこと。医療的ケアに対応できないことが課題。親から子を守る為の緊急事案が増加、保育士不在の当施設は対応が大変とのこと。突然障害児を迎えた戸惑いや孤立も一因。我が子と積極的に出かけ、障害児者が特別な存在ではない、障害があっても幸せに暮らしていることを知ってもらおう努力が必要と感じました。

◆情報交換会

地域生活支援拠点：三市とも面的整備という形をとっていました。

緊急一時保護事業：市単独事業や東京都認定短期入所事業と様々ですが、どこも対象者は身障者手帳1・2級、愛の手帳1～4度所持が原則で、医療的ケアには対応していません。

防災：個別避難計画や要支援者名簿も大切だが、緊急時に「大丈夫？」と思ってくれる人を近所に沢山作ることが最大の防災。事業所が利用者の様子から家族の急変に気付いた話題から、様々なサービスを利用し、事業者とは保護者の事も含めてコミュニケーションをとる事が大切と教えられました。最近では障害児に限らず「子育ての負担」ばかりが聞こえますが「子育ての楽しさを伝えることが大切」との気付きも得られ、充実したひとときでした。

Eブロック

報告者 鳥越 泉（目黒区）

- ・参加地区 品川区 渋谷区 大田区 目黒区

- ・開催日時 令和6年10月11日（金）10時半～14時
- ・開催場所 目黒区心身障害者センター あいアイ館
- ・参加人数 17名
- ・テーマ 障害者と防災

昨年の能登半島地震と豪雨など多岐にわたる災害を受け、各区の障害者への防災対策を話合いました。取り組みは区によってかなり違います。各区とも「在宅避難」と言っていますが対策には違いがありました。・安否確認の方法・在宅避難者への物資や情報の提供・避難所への移動手段・共に被災したり遠方に住む支援者たちが支援できるか・地域特性を避難計画に盛り込めるか等々、様々意見交換をしました。各区の個々の備えには、ある町会が考えた“ここに居る”とわかる目印（大田区）、本人所有のサポートカード（渋谷区）、簡易トイレ10組各世帯配布（品川区）、個別避難プランの防災手帳（目黒区）など模索している様子が伺えました。引き続き行政に訴えねばならないと再認識する事が多々ありました。

午後はセンター内の事業（生活介護・短期入所・入浴サービス・重症心身障害児通所「あいりいず」）の見学でした。「あいりいず」は重症心身障害児（医ケア含）の児童発達支援と放課後等デイサービスを行っています。広いスペースときめ細やかな対応に各区の方々も熱心に見学されていました。

Fブロック

報告者 池邊 麻由子（新宿区）

- ・参加地区 杉並区 世田谷区 新宿区
- ・開催日時 令和6年10月9日（水）11時半～14時
- ・開催場所 （株）東京在宅サービス会議室
- ・参加人数 7名
- ・テーマ 各地区の要望活動の現状について

要望活動の現状把握のため、まず各地区の要望書を比較しました。提出先も区長、福祉部長、議会などの違いがあり、また要望書の提出時に福祉課と懇談や意見交換会を行うかについても、杉並区と新宿区は当日に行い、世田谷区は会員誰でもが要望書の

内容だけでなく日頃から思っていることを行政の担当者と話すことのできる「フリートーク」という場があるとのことでした。地区の障害者団体連絡協議会としても要望を行っているかでは、杉並区は意見交換会の場で各団体の発言時間内で個別に要望する、世田谷区は連絡協議会を通じて要望書を区長、所管部署へ提出する、新宿区は連絡協議会事務局が各団体の要望から抽出して連絡協議会としての要望を作成し区長との懇談を行う、などの違いがありました。

回答についても、その場で意見交換を行うが特に回答として示されない地区や後日に書面での回答がある地区があり、行政の対応の違いが見られました。

テーマについて話し合った後で、緊急時のショートステイの利用日数や区からの補助金などお互いに聞いてみたかったことや新入会員の獲得という共通の課題について意見交換することができ、有意義な機会となりました。

事務局通信

《東京都肢体不自由児者父母の会連合会 賛助会員募集のご案内》

東京都肢体不自由児者父母の会連合会では、賛助会員の募集をしています。

賛助会員会費 個人会員一口 3,000円

団体会員一口 10,000円

尚、賛助会員の皆様には、年3回発行の会報「東肢連」の発送や各種イベントの案内をお送りさせていただきます。

『令和6年度 賛助会員・支援企業（敬称略）』（2月28日現在）

- | | | |
|--------------|---------------------|--------------|
| ・(株)東京在宅サービス | ・コカ・コーラボトラーズジャパン(株) | ・島手そうめん販売(株) |
| ・(株)八洋 | ・(株)アベックス | ・稲美工芸印刷(有) |
| ・(株)NEO | ・ぜんち共済(株) | ・イングループ(株) |
| ・(株)伊藤園 | ・パラモナーク | ・真韻(株) |
| ・鈴木弘美 | ・西谷剛征 | |

ご支援いただき感謝申し上げます。

編集後記

昨年は能登半島地震に始まり、世界中で様々なことがありました。今年はどうのような年になるでしょう。異常気象・自然災害・世界情勢…色々気になります。そのような時代を生きる私たちですが、障害があっても皆等しく住みやすい社会になるよう、皆様との横の繋がりを大切に、地道に努力を重ねていきたいと思えます。その一助となれますよう今年も広報部は頑張っ参ります。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

(広報部一同)